

独立行政法人製品評価技術基盤機構の令和8年度の 業務運営に関する目標を達成するための計画（事業計画）

令和8年3月26日
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、経済及び産業の発展や鉱物資源及びエネルギーの安定かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし、行政執行法人として、①工業製品その他の物資に関する技術上の評価、②工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価、③工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供、④評価の技術に関する調査及び研究等の業務を遂行する。

継続する物価高やエネルギー価格の高騰、カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー・産業部門の構造転換やイノベーションの創出といった取組の加速化、デジタル化・デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展の加速化や少子高齢化の進展に伴う労働人口の減少など、国民生活や産業活動が大きな転換期を迎えている中、機構は、第2期中期方針（令和4年4月策定、令和6年11月改定）の下、全体として、変化する社会ニーズへの迅速な対応、DX、専門人材の確保・育成、より効果的な広報活動、戦略的な資源配分及び内部統制を推進しつつ、国内外の関係機関や消費者を含む社会との連携を図り、製品等の信頼性・安全性の確保を通じた国民生活の安全の確保や、産業活動における信頼性・安全性の確保や工業製品等の品質の向上を通じた産業の発展を支える社会基盤として、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性評価推進分野、電気安全評価分野のそれぞれにおいて、経済産業省と共通認識を持ち、中核的業務である関係法令の執行業務・支援業務等を正確かつ確実に実施する。また、これらの業務を通じて得られた情報・知見や機構が有する専門的知見を活用しつつ、国の政策ニーズや社会環境の変化に柔軟に対応していくため、行政への制度構築支援・提案や企業等におけるイノベーションの促進に寄与していく。

以上を踏まえ、機構は、組織全体の機能を高めるため、高度な専門的人材の複層的活用による柔軟な運営体制を維持するとともに、新たな社会的課題に柔軟に対応することを目標に組織運営を行う。

このような中で、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間における年度目標を達成するための計画を以下のとおりとする。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I-1. 製品安全分野

製品事故の原因を究明、分析し、その結果を経済産業省、事業者及び消費者へ情報提供を行うことで、同種の製品事故の再発防止と未然防止を図る。加えて、予兆事象を活用した製品事故の未然防止に資する情報の提供を通じて、事業者による安全な製品の設計・開発、流通に貢献し、また、消費者の誤使用・不注意による製品事故を防止する。

さらに、リスクアセスメントによる安全の考え方と国際整合性のある規格・基準に基づく製品安全の確保を、国民生活や企業活動に定着させるための中心的な役割を担うべく、経済産業省の製品安全施策を支援するとともに、事業者等との連携や積極的な情報提供によって、より安全な製品が普及する社会を支える。

なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、外部情報の収集及び活用を積極的に行い、社会的ニーズの迅速な把握に努めるとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。

以下の1. から3. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。

【年度目標の達成に向けた重点的な取組】

- ①技術的視点に基づく法執行支援業務の着実な実施
- ②蓄積した知見等を多角的に活用した本質的な製品安全に対する支援
- ③多彩な情報発信による製品安全意識の喚起及び定着

1. 製品事故情報等の収集及び調査、調査の高度化・効率化

(1) 製品事故情報の収集及び調査

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、事故の多発性や被害の重篤度等を考慮した経済産業省の指示に基づき、柔軟に対応できる体制を構築する。

また、非重大製品事故情報の収集に当たっては、製造・流通事業者等の協力を得ながら効率的に行い、必要に応じ原因調査を行う。

これらの調査に当たっては、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に行うとともに、過去の調査結果についてAI技術を活用し、調査を効率的に進める。

さらに、製品に使用される部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析、事故発生メカニズム等の解明に当たっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係る

リスク評価技術、バイオテクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を適宜活用するものとする。

(2) 事故原因究明の高度化・効率化

事故調査から得られる技術的な知見及び AI 等を活用し、原因究明における究明率の向上、調査期間の短縮等につなげる取組を引き続き行う。

具体的には、機構が保有する事故情報及び調査データを基に、AI を利用した製品事故の原因予測及び調査方針の決定を行う仕組み、製品事故調査管理システムによる報告書作成・報告業務等の省略化を推進する。

2. 立入検査の実施、技術上の基準に関する取組

(1) 立入検査の実施等

法令（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「製品安全 4 法」という。）、産業標準化法、家庭用品品質表示法）に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

(2) 登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施

製造・輸入事業者から消費生活用製品安全法で特定製品として規制されている「登山用ロープ」に係る技術上の基準への適合性確認依頼があった場合は、落下衝撃試験等の項目を遺漏なく実施する。

(3) 技術基準整備の推進

製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。

3. 製品事故調査結果・分析等から得られる知見の活用

(1) 国内外における製品事故情報等の収集・関係機関との連携の強化

輸入製品による事故防止の強化を目的とし、海外のリコール情報を収集し、我が国の行政機関等に提供することで、国内における安全な製品の流通を支援する。米国消費者製品安全委員会（CPSC）等の海外関係機関との連携や、製品安全をテーマとした国際的なシンポジウムやセミナーに参加し、製品安全に係る情報を収集するとともに、参加各国との意見交換も行き、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。

また、誤使用・不注意事故に対し、事故当時の行動や発生状況等、背景要因の情報収集を行う。

(2) 製品安全施策への取組

重大製品事故及び非重大製品事故の中で、特に事故の多発性や被害の重篤度等を考慮し、追加的に詳細な調査が必要となる事案については、他の業務との資源配分も考慮し、経済産業省と連携し、調査を行う。

また、機構が保有する事故調査データの分析や事故調査データと機構外の製品安全に関する情報・統計データを組み合わせた分析から得られる知見も活用し、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。

その他、経済産業省が推進する消費者の安全確保と企業価値の向上を両輪とした製品安全市場を形成するための「誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度（プラスあんしん制度）」の運用に伴い、誤使用・不注意による事故リスクを低減した製品に対するリスクアセスメント等の妥当性評価を行うことによって経済産業省の政策を支援し、あわせて事業者へリスクアセスメントの普及を行う。

（３）製品の安全性向上に対する支援

事故調査結果や保有する事故調査データに基づき、事業者へ製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、事業者に寄り添ったより安全な製品の設計・製造・流通のための活動を支援する。

リスクアセスメントに資するデータの拡充やツールの普及等をより促進することで製品事故の未然防止につながる効果的な対策を提供するとともに、再発防止措置が必要な案件について事業者へ具体案を提示し、自主的な措置対策につながるよう、積極的に働きかけを行う。

具体的には、リスクアセスメントシートやツールとして公開している SAFE-Pro を通じた、事業者とのコミュニケーションを強化し、本質的な製品安全に向けたリスクアセスメント活用の支援に取り組む。

（４）技術基準・規格等の提案及び作成の支援

事故調査結果の分析から得られる知見等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、必要に応じ国内関係者へ提案を行う。また、民間団体等が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成及びその普及を支援する。

特に消費生活用製品安全法における子供用特定製品の技術基準・規格の作成支援等のほか、事故増加傾向にある製品に対する国の技術基準作成を必要に応じ支援する。

（５）製品安全意識の向上に対する支援

事故調査結果の分析等を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、様々な年代・趣味・趣向に合致した印象に残る情報を届けることで、製品安全意識の向上を支援する。

支援に当たっては、誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、Web サイト、講演会、SNS 等を通じて適宜提供する。

また、製品安全に関する取組に積極的な事業者等とのコラボレーションを実施するとともに、

地域連携の強化を図る。

その他、消費者が事故情報やリコール情報を手軽に検索できる NITE SAFE-Lite の普及啓発を行う。

(6) 保有する技術的な知見・設備の活用

これまでに蓄積した事故調査等に関する技術的な知見について、技術継承を進めるほか、施設や試験設備の有効活用を図る。

<指標>

(定量的指標)

指標 1-1 : 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数 (全件実施)

(参考) 過去3年平均 1,160 件

指標 1-2 : 各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数 (全件実施)

(参考) 過去3年平均 212 件

指標 1-3 : 整合規格案の技術評価件数 (全件実施)

(参考) 過去3年平均 16 件

(定性的指標)

指標 1-4 : 技術的な専門知識を有する専門家集団として社会に定着し、消費者に対して魅力的かつわかりやすい情報発信を行うことで、製品事故の未然防止及び再発防止につながる行動変容を促す。

なお、事業者、業界団体、地方自治体等への情報(事故情報、注意喚起等)の提供や、消費生活用製品を所管しない省庁やこれを製造・輸入しない業界等を通じて機構の注意喚起情報やコンテンツの拡散において、顕著な成果が認められる場合には所期の目標を上回る水準とする。(アウトカム指標)【重要度高】

(参考指標: テレビ、新聞、Web 媒体、SNS を通じた機構の注意喚起情報のリーチ数、広告費換算値、視聴回数)

指標 1-5 : 製品安全4法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)の改正で新たに規制対象となった事業者に係る製品の事故調査や立入検査等に機動的に対処し、実効性のある法執行に貢献するとともに、子供用特定製品の技術基準案の検討において、新たな対象製品の指定の必要性に関する議論や技術基準案の検討に資する具体的な提案を積極的に行うことにより、産業発展との適切なバランスや国際調和を確保した規制の在り方に関する国の検討に貢献する。

なお、原因分析が極めて困難な事故について、事故原因究明で得られた知見やノウ

ハウを駆使し、要因を特定して安全基準案の策定に至った場合や、こども向け製品をはじめ、制度改正の検討に資する主要国での関連施策・動向に関する情報提供や、国内での技術基準案の検討に資する具体的な提案を行い、提案が制度改正につながり、特筆すべきものとして認められる場合には所期の目標を上回る水準とする。

(アウトカム指標)【重要度高】

(参考指標：当該年度の総調査スコア、情報提供の回数・頻度、内容の重要度(例：審議会での活用件数、諸外国の規制・規格情報の報告件数)、情報収集の対象国数・製品数(例：海外でのリコール情報の報告件数))

I-2. 化学物質管理分野

経済産業省による化学物質管理政策の下、経済の発展と安全・安心の両立に向け、化学物質による人の健康や環境へのリスク低減に貢献する。

また、化学物質管理政策では、国際条約等における規制対象物質の増加や、令和5年9月にICCM5(第5回国際化学物質管理会議)で採択された化学物質のライフサイクル全体を対象とする新たな国際枠組み(Global Framework on Chemicals (GFC) - for a planet free from harm of chemicals and waste)の国内実施計画の具体化、さらには、令和7年5月の改正資源有効利用促進法の成立等に伴う循環経済への移行など、化学物質管理の範囲が拡大しつつあることや、事業者の自主的な化学物質管理の重要性が増していることも踏まえ、引き続き経済の発展と安全・安心の両立を確保することはもとより、イノベーション促進や国際競争力強化等につながる能動的アプローチも含めた、総合的な化学物質管理制度の在り方の検討が課題となっている。このような状況も踏まえて令和7年7月にとりまとめられた「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」(※)で示された方向性の具体化のため、法執行支援業務等で培った情報や知見を最大限活用し、特に循環経済と化学物質管理との両立の実現に向けて、必要な規制の検討に係る提案のみならず、事業者による一層の自主的な化学物質管理を促進するための環境整備に取り組む。

※

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/chemicals/system_building/pdf/20250722_1.pdf

以下の1. から3. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。

【年度目標の達成に向けた重点的な取組】

- ①法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善の検討を行い経済産業省に提案するとともに、事業者の化学物質管理の促進・高度化に向け事業者との連携・共創を進める。
- ②化審法、化管法で得られた届出情報によるリスク評価結果に基づき、適切な化学物質管理に

ついて自治体・事業者に対し助言を行う。

- ③化学物質管理に関する情報を一元化し、わかりやすく、タイムリーに発信することで、事業者の適切な化学物質管理を支援する。

1. 化審法の執行・執行支援業務

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査等の支援及び上市後の化学物質に係るリスク評価等を的確に実施する。また、法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等の検討を行い経済産業省等に提案する。

（1）新規化学物質の事前審査等

化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、審査特例制度の化学物質構造表記ファイルの確認、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。

- ・ 新規化学物質の届出を行おうとする事業者に対し、国による審査に係る技術的事項について相談に応じる。
- ・ 分解性及び蓄積性に関する QSAR（※1）による推計結果について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供する。

イ 経済産業省の指示に基づき、GLPに係る試験施設の基準適合確認を実施する。

ウ 化審法における少量新規化学物質（※2）の届出に関する技術的事項について事業者の相談に対応するとともに、経済産業省の要請に基づき、届出書類について技術的事項の確認を行う。

エ 経済産業省の要請に基づき、中間物等、少量中間物等（※3）の届出書類について、化学物質の構造や環境中への排出等に関する技術的事項の確認を行う。

オ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、経済産業省の要請等に基づき、経済産業省、厚生労働省及び環境省（以下「3省」という。）における立入検査計画の作成と立入検査マニュアル等の改正を支援する。

カ 上記に係る問い合わせや申請の処理、評価のための推計等を行うシステムの保守、運用、改

修を行う。

※1 QSAR（構造活性相関）：

物質の化学構造上の特徴又は物理化学定数と生物学的活性（生分解性、生物濃縮性、各種毒性エンドポイント等）との相関関係。

※2 少量新規化学物質：

新規化学物質のうち、年間の製造数量及び輸入数量の全国における環境排出量が1トン以下のもの。

※3 中間物等、少量中間物等：

中間物等は、化学反応を通じて全量が他の化学物質に変化するもの。少量中間物等は、中間物等のうち、その年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トン以下のもの。

（2）リスク評価等

化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価（※）に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価・管理に必要な情報を提供する。

※ スクリーニング評価及びリスク評価：

スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の該当性等を判断するための評価。第一種特定化学物質の該当性等を判断するためのリスク評価については、監視化学物質の環境排出量抑制の必要性の判断や、第一種特定化学物質の法令違反事例に係る措置の判断等のために実施される。第二種特定化学物質の該当性等を判断するためのリスク評価については、スクリーニング評価により優先評価化学物質に指定された化学物質について実施され、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価（一次）」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価（二次）」に大きく分かれる。リスク評価（一次）では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「リスク評価Ⅰ」、第二種特定化学物質の該当性判断やそれに至らない場合に取得すべき情報を特定するための「リスク評価Ⅱ」、取扱情報や追加モニタリングデータ等の新たに取得した情報も用いて第二種特定化学物質の該当性判断や有害性調査指示の必要性について判断するための「リスク評価Ⅲ」の三段階に分けて実施される。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基

づき、同定情報や用途情報を確認し、必要に応じて内容照会を行い、物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。

イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価に必要な情報を収集・整理し、評価案を作成し、3省に提供する。

ウ 経済産業省の要請に基づき、優先評価化学物質のリスク評価に必要な性状情報等を収集・整理し、評価案を作成し、3省に提供する。

エ 経済産業省の要請に基づき、第一種特定化学物質の候補物質等のリスク評価に必要な性状情報等を収集・整理し、評価案を作成し、3省に提供する。

オ 上記に係る収集情報の整理や評価のための推計等を行うシステムの保守、運用、改修を行う。

(3) 化学物質公示名称原案の提供

化審法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。その際、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。

また、化学物質の公示名称等に関する問い合わせ に適切に対応する。

(4) 化審法関連情報の整備・提供

事業者の化学物質管理等に資するため、化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や3省が保有する情報を収載した3省共同化学物質データベースシステムについて、データの更新を行う。

イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース(J-CHECK)を公開し、適時データ更新を行う。

ウ 3省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理を行い、必要に応じて法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。J-CHECK について、システムの維持管理を行い、必要に応じて3省との合意に基づき改良を行う。

(5) 評価手法、制度の見直しや運用改善の提案

国内外の化学物質管理に関する動向を踏まえながら、法施行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等の検討を行い経済産業省等に提案する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して、分解性・蓄積性等に関する試験法、類推法、推計法、又は様々な情報を活用する総合的な評価手法の化審法での適用や運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。

イ 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して、スクリーニング評価・リスク評価を加速化するための効率的な評価手法や運用方法、より効果的なリスク管理につながる評価手法や運用方法の精緻化や改良に加え、評価未着手物質の評価を進めるための評価手法の開発を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。

ウ 化審法のリスク評価に用いる用途分類と排出係数は、新規化学物質と一般化学物質のスクリーニング評価、新規化学物質の特例制度の数量調整並びに化管法の対象物質選定の排出量推計に使用されている用途分類と排出係数の元となっている。これらの見直しに当たっては、化学物質のライフサイクル全体を考慮する国内外の関連制度の議論の動向も考慮しつつ、より実態を反映させたものとなるように検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。そのうち、長期使用製品の使用段階の排出量推計手法については、製品含有化学物質の暴露評価手法への活用も視野に入れて情報収集や手法の検討を行うものとする。

エ 上記以外の評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等に係る課題について、必要に応じ、技術的・実務的な観点から積極的に経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。

2. 化管法及び化兵法の執行・執行支援業務

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。

（1）化管法の執行支援業務

化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問い合わせ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR（※）データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。また、法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。

※ PRTR (Pollutant Release & Transfer Register) :

人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。

①事業者等からの届出データの集計等

化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書进行处理する電子計算機システムの運用等を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR データの確認・集計を行い、結果を国に提供する。

なお、事業者から届け出られた当該年度の届出データの内容を確認し、必要に応じて内容照会を行い、データの正確性を確保する。

イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム（ハードウェア）、電子化された届出を集計・管理する PRTR 届出管理システム（ソフトウェア）、事業者が PRTR 届出書を容易に作成するための PRTR 届出作成支援システムの運用等を行う。

なお、事業者が PRTR 届出管理システムの利用に当たり必要な手続きをオンライン化するため、PRTR 届出管理システムの改修を行う。

ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。

エ PRTR 届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問い合わせに適切に対応する。

②解析結果の普及・活用促進等

集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データについて地図上に表示可能な形式でのデータの提供とその活用方法の提示等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、化審法のリスク評価結果の活用等により、リスクの懸念のある地域が存在する自治体に働きかけを行い、事業者や自治体の化学物質管理の改善の促進を図る。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、PRTR データの解析を行う。

イ PRTR データについて地図上に表示可能な形式でのデータ提供とその活用方法を提示すること等により、事業者等と国民とのコミュニケーションや事業者等の化学物質の適正管理の検討を促進し、排出量及び濃度等の暴露情報について事業者等が自らに必要な情報を視覚化し検討できるよう情報提供を行う。

ウ リスクの懸念の地域が存在する自治体・事業所に PRTR データを活用した化学物質管理手法に関する助言を訪問、Web 会議等適切な方法にて行い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。

③排出量の算出方法の正確性向上、運用改善及び次期化管法対象物質選定方法の提案

法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア PRTR 排出量等算出マニュアルの更新等への技術的サポートを通じて、化審法のリスク評価にも活用され、次期化管法対象物質選定にも使用される事業者の PRTR 届出データの精緻化に貢献する。

イ 次の化管法の見直しに向け、化審法の排出係数見直しと連携し PRTR 物質選定で使われる排出量の推計手法等、届出処理の効率化・合理化等の運用改善及び制度の見直しについて検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。

(2) 化兵法の執行業務

化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

なお、国際機関との密な連携に努め、立会業務の効率的な実施方法について検討する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

イ 必要に応じて、化学兵器禁止機関（OPCW）の会議等に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。

3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

化学物質管理に有用な情報の整備・提供、循環経済への対応など化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援及び化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、事業者の自主管理に係るコストを適正化し、新規化学物質・製品の開発を支援することによって、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。

（1）化学物質管理情報の整備、提供

国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP ※1）の更新を迅速かつ的確に行う。また、「政府による GHS 分類結果」等を整備し、事業者等による SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）作成等に必要最新の有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。

さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJGSD ※2）の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア NITE-CHRIP を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の掲載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。

イ 事業者による GHS（※3）に基づいた危険有害性情報についてのラベル及び SDS 作成を支援するため、単一物質については3省が実施した GHS 分類結果を確認・修正して公表する。分類結果の英語版についても作成し公表する。混合物については、組成成分の情報の追加措置を検討しつつ、NITE-Gmiccs（GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム）の運用等を的確に行う。さらに、政府 GHS 分類結果等についてユーザー目線での情報発信（利用者の理解度等に応じた学習教材、ニーズに対応した最新の分類結果一覧等）を行う。

ウ AJGSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。また、ユーザーの要望等を踏まえ、ASEAN 各国の合意の下、データの整備等を実施する。

エ 提供情報等に関するユーザーからの問い合わせに適切に対応する。

オ NITE-CHRIP、GHS 総合情報提供サイト、NITE-Gmiccs、AJCSD に係るシステムの保守、運用、改修を行う。

※1 NITE-CHRIP (CHemical Risk Information Platform) :

化審法を始めとする国内外の主な法規制情報、有害性やリスク評価情報等を掲載し、提供しているシステム。現在約 30 万物質の情報を掲載している。

※2 AJCSD (ASEAN Japan Chemical Safety Database) :

日本と ASEAN 各国の政府から直接提供された化学物質関連の規制情報を掲載し、提供するシステム。平成 28 年度から機構が運用機関として本格運用を開始した。

※3 GHS :

The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類及び表示に関する世界調和システム) 化学品の危険有害性の分類及びラベル、安全データシート (SDS) による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いてラベルや SDS にわかりやすく表示する。化学品を取り扱う人々に危険有害性に関する情報を正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。

(2) 化学物質管理に関する理解促進、普及啓発

事業者等の適切な化学物質管理を支援するとともに、事業者、国民等の化学物質管理に関する理解を促進するため、国内外における法規制動向等に関する情報を収集・整理し、情報の受け手側のニーズ等を踏まえながら、メールマガジン、セミナー等を活用し効果的でタイムリーな情報発信を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 事業者等の適切な化学物質管理を支援するためのタイムリーな情報発信として、メールマガジン (NITE ケミマガ) の配信等を行う。

イ 事業者等が適切な化学物質管理を実施するための人材育成に資するものとして、NITE 講座などのセミナー等を主催する。

ウ 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進のため、自治体や産業界が開催するセミナー等に講師を派遣し、化学物質管理に関する情報発信を行う。

エ 情報提供・発信手段ツールの利用状況等の調査を行い、利便性向上、理解促進又は他のサービスとの差別化等の目線で情報提供内容・手段の改良を図る。

(3) 化学物質管理に関する課題解決、国際調和のための検討や事業者等への技術的支援

現在の化学物質管理の課題や今後の社会の変化に対応するため、国際動向も踏まえて中長期的な視点に立ち、ライフサイクル全体を見据え、化学物質の新たな評価・管理技術の導入、制度等見直し・運用改善の提案、国際的枠組みへの対応及びこれらの基礎となる化学物質管理情報基盤の構築を行う。また、これらの取組を通じて、事業者の自主的な化学物質管理の促進、自主管理に係るコストの適正化、新規化学物質・製品の開発等を支援する。これらの検討に資するため、蓄積した情報・技術の活用、国内外関連情報の収集、及び関係機関との連携関係の構築を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 化学物質管理の国際動向やトレンドを踏まえ、化学物質管理の情報一元化に向けたシステムの構築やデータの整備及び利活用について、関係省庁等と連携し、化学物質管理行政や事業者等における化学物質管理の課題解決や利便性向上にむけた調整を行いながら推進する。既に連携できている関係省庁とは情報の共有を促進する。

イ 化学物質の同定及び複数法令間の化学物質情報の突合並びにそれら結果のシステムへの登録・反映を的確かつ効率的に行い、化学物質管理の情報一元化に向けたシステムの構築やデータの整備及び利活用と連動して、化学物質管理情報の整備及び提供の改善につなげる。

ウ 国や事業者が実施する化学物質のリスク評価・管理に係る予測手法等の利用拡大を目指し、情報収集を行いつつ利用可能な予測手法等の社会実装に係る技術的な検討を行うとともに、国や事業者への情報発信を行い、必要に応じて国が実施する調査や事業者による利活用を支援する。

エ 欧米等、先進国/地域の関係機関との間で化学物質管理に係る情報交換等を進め、協力関係を維持する。OECDの化学品・バイオ技術委員会傘下の活動のうち、機構の業務に関連する活動、及び化学物質管理に係る条約等の国際的枠組みに関する活動に参加し、これらの活動に対する国の対応について技術的な観点から助言を行う。また、各種業務（評価手法高度化、制度見直しや運用改善の検討等）に活用するため、国内外の化学物質管理制度や評価手法に関する情報収集を行う。

オ 関連省庁や関連業界と調整しつつ国連 GHS 専門家小委員会等に参加し、GHS 改訂の検討等に
関与することで、得られた情報を国内での GHS 実施（分類、ラベル表示、SDS 等）の推進に資す
る GHS 関連業務に活用する。

カ 経済産業省の要請に基づき、アジア・サステナブル・ケミカル・セーフティー構想の下
での二国間協力協定（MOC）等による化学物質管理法制度に係る情報交換等における技術支援を
行う。

<指標>

（定量的指標）

指標 2-1：技術的支援や情報基盤の拡充等のベースとなる、化審法、化管法及び化兵法等の法
執行支援業務を全件実施する。

- ・ 新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 179 件
- ・ 化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 70 件
- ・ 化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数（全
実施）
（参考）過去3年平均 スクリーニング評価 7,839 物質、リスク評価 I 239 物質、リスク評
価 II 及び III 3 物質
- ・ 新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施）
（参考）過去3年平均 化審法 185 件、安衛法 616 件
- ・ PRTR データ集計の実施件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 32,480 件（届出データの記録・集計件数）
- ・ 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 36 件
- ・ 化兵法に基づく立入検査等の実施件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 7 件
- ・ 各法執行支援業務で得られた情報の整備・提供（全件実施）
（参考）過去3年平均 化審法・化管法・化兵法等関連 1,155 件
- ・ 3省（厚生労働省、経済産業省、環境省）が実施した GHS 分類結果の確認及び公表件
数（全件実施）
（参考）過去3年平均 187 件

（定性的指標）

指標 2-2：国に対し、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る提案及び情報提供を積極的に行うとともに、当該提案等の実現に向け、科学的根拠をもって関係省庁等との合意に向けた議論を主導し、また、科学的観点から海外行政機関等と対話することで当該提案の妥当性を検証するなどして、産業発展との適切なバランスや国際調和を確保した規制の在り方に関する国の検討に貢献する。具体的には、3省合同審議会など国内規制の在り方に関する国の検討において、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る機構の提案及び情報提供が活用され、その合意形成に貢献した場合を達成されるべき状況や水準とする。

なお、国内規制の在り方に関する国の検討において、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る機構の提案が、新技術導入や制度改正等につながり、特筆すべきものとして客観的に認められる場合には、所期の目標を上回る水準とする。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】

I-3. バイオテクノロジー分野

第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)、統合イノベーション戦略2025(令和7年6月6日閣議決定)、経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版(令和7年6月13日閣議決定)及びバイオエコノミー戦略に基づく経済産業省のバイオ政策の下、バイオエコノミー戦略で掲げられた全体目標「2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」を目指し、我が国バイオ産業の健全かつ中長期的な発展に貢献する。

具体的には、知的基盤整備計画等に基づき、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進により、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、微生物等の生物遺伝資源やその生産物等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、産業界のニーズを踏まえた微生物遺伝資源の収集、寄託受入れ、安定供給及び利用の促進、特許寄託される微生物の受入れ、保管、分譲、生物遺伝資源やその生産物等の利用の安全性評価及び情報発信、生物多様性条約等に関する国際対応等を実施する。

さらに、生物遺伝資源や関連データ等の産業での利用促進支援、有用な生物遺伝資源の更なる充実、企業支援等を通じ、競争力の高いバイオ産業の育成に貢献することを目指す。

以下の1. から4. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。

【年度目標の達成に向けた重点的な取組】

- ①生物遺伝資源及び関連データの利活用促進によるバイオものづくり等の社会実装に向けた共通課題の解決

②安全性や信頼性の確保とイノベーション促進を両立させる、生物遺伝資源等の産業利用における環境整備

1. 生物遺伝資源の産業利用促進

バイオエコノミー戦略が掲げる、我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献する。そのために、国際動向や近年のバイオテクノロジーにおける進展を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実を図るとともに、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進め、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。

これにより、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業等をはじめ、幅広い産業を支援する。

なお、これらの適切な実施によるバイオエコノミー社会実現への貢献に向け、産業界のニーズを把握するとともに、有識者とも積極的に意見交換を行う。

(1) 微生物遺伝資源の収集・保存・提供

生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。特に、産業界等のニーズを踏まえ、カーボンリサイクル社会の実現に資するCO₂固定微生物、病気や健康との関連から注目されているヒト由来微生物、海洋プラスチックごみ問題の解決に資するプラスチック分解関連微生物等の収集に注力する。

また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集・保管・提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 微生物遺伝資源の寄託手続きを滞りなく行うとともに、バイオエコノミー戦略の市場領域やヒアリング等により得られた産業界からのニーズを踏まえ、機構単独での微生物遺伝資源の収集及び他機関と連携した共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。

イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO 9001に適合した微生物遺伝資源の管理を維持する。

ウ ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。また、

企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源をより容易に利用できるよう、アジアのBRCと連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する取組を実施する。

エ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276等の国際標準化会議に委員として参加し、今後の動向を注視する。

(2) 世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提供及び利活用促進

我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献するため、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 公的機関等が保有するデータベースとの連携を含め、微生物を主とする生物資源データを集約した横断的プラットフォームの安定的な運用を行う。また、利用手続き等のルールに基づき、制限共有機能を運用する。その他、横断的プラットフォームの活用、普及につながるユーザーからの提案や要望を的確に捉えつつ、用途別にユーザーグループと連携しユーザーオリエンテッドな機能拡充や運用改善を行う。

イ 企業や大学等が保有している産業有用微生物の情報や、国家プロジェクトで取得した生物資源関連データを一元化し公開する。また、ユーザーニーズも踏まえた上で、生物遺伝資源が生産する物質等の情報、生物遺伝資源の属性、機能、遺伝子等に関する情報等を収集・整理し、ユーザーの利用しやすい形で提供する。

ウ 生物遺伝資源に関連するデータの利活用促進に向けた広報・営業活動を実施する。

(3) 生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援

生物遺伝資源やその情報の利活用による産業化を支援するため、企業等との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源や関連データを利用した製品化及び事業創出の実現、バイオ産業が抱える共通課題の解決を支援する。また、国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したものづくり（バイオものづくり）の促進・支援、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、カーボンニュートラル促進のための微生物利用環境整備並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。特に、GI基金事業においては、CO2固定微生物の収集とデータプラット

フォームの整備によりバイオものづくりを促進し、これらの成果を企業等からのフィードバックデータも含めて早期から事業者が利用できる GI フォーラムの運用を通して企業等の支援を行う。

さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したバイオものづくりに係る培養・探索情報の整備、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、カーボンニュートラル促進のための微生物利用環境整備並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等の基盤整備に貢献する。特に、カーボンニュートラル促進においては、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の GI 基金事業の成果を早期から事業者が利用できるように、GI フォーラムの運用を通じた企業等の支援を行う。

イ 製品製造に影響を与える微生物の迅速同定と安全管理技術の向上のため、対象となる微生物について、産業界へのデータ提供や課題解決に向けた環境整備を行う。

ウ 企業や業界団体等と協力し、微生物遺伝資源や関連データを用いた有用物質生産や製品開発、地域産業振興、新産業創出、共通課題の解決等に資する取組を支援する。菌株等の優先使用措置を実施することにより、模倣や追従によるリスクを軽減した実用化を支援する。

エ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。

オ 微生物の培養や保存等の取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法等、専門的な知識を必要とする問い合わせに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。

（４）産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動

利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知度向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。

なお、この際、事業者や産業界に向けた情報発信に加え、国民に向けた情報提供にも努める。

具体的には以下の業務を実施する。

ア 講習会、講演活動、見学対応等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。

イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展・論文の発表等を通じて、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。

2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務

特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。

3. 生物遺伝資源に関する安全性確保

バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。

（1）カルタヘナ法の申請等に係る審査・技術的な支援

経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法第二種使用等における大臣確認のための審査及び技術的支援を行う。また、遺伝子組換え生物の第一種使用等における大臣承認の審査支援を行う。さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化について、経済産業省の支援を行う。

（2）立入検査

カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

（3）微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援

経済産業省の要請に基づき、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援を行う。

（4）バイオテクノロジーを活用した安全性等評価

バイオテクノロジーを活用した製品等の評価に係る支援を行うとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。

また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故に

ついて、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学やゲノム編集技術等の規制の在り方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。

イ アレルギー等人体に悪影響を及ぼすタンパク質等生体由来の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へ情報を提供する。

ウ 微生物及び遺伝子組換え微生物等が生産する物質について、バイオテクノロジーを活用した製品等の評価に係る支援を行う。また、微生物培養法により製造された新たな繊維等に対する標準化活動を支援し JIS や ISO/TC38/WG22（繊維/化学分析）の国際標準化会議において、規格化に貢献する。

エ 工業製品等に関係したアレルギー等に関する製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、高度な分析技術を必要とする事故原因究明試験を実施し原因物質を解析する。また、事故原因究明試験の結果、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価に必要な情報が得られた場合、提供を行う。

（５）微生物安全情報の提供

既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。

具体的には、微生物有害情報データベース（M-RINDA）において微生物の毒素生産能等に関する情報と微生物の法規制情報や分類学的情報の更新を通じて、微生物の安全性や安全な取扱い等に関する情報提供を行う。

４．生物多様性条約への対応

国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。

（１）生物遺伝資源の国際移転に関する取組

アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきたアジア諸国/地域との協力体制等を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源利用及び利益配分に関する枠組みを維持し、産業有用な海外生物遺伝資源の我が国への移転によって我が国の事業者を支援するための共同事業を実施する。

イ アジア域内での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用について、ACM（※）を通じて積極的な情報交換や議論を行う。

※ ACM (Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources) :

微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム。

(2) バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供

生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 生物多様性条約に係る国際会議への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態についての関連情報及び我が国のバイオ産業の発展に影響を与える可能性のある情報を収集、整理するとともに、経済産業省等の要請に応じてこれら情報を提供する。また、BRC 間の連携を通じ、生物遺伝資源に係る各国の規制法等の情報とアクセス及び利益配分に関する情報を収集、整理し、Web サイトを通じ広く情報提供する。

イ 名古屋議定書担保措置の施行支援として、遺伝資源が国内において取得されたことを示す文書「遺伝資源国内取得書」の発給を行う。

<指標>

(定量的指標)

指標 3-1 : バイオものづくり支援基盤としての生物遺伝資源・データプラットフォームの活用による社会実装の具体的な出口イメージを持つ企業等に対し、機構が 30 機関以上に生物遺伝資源本体の提供及び生物遺伝資源の活用支援を行う。また、GI フォーラム参画機関からのデータのフィードバック(データ件数: 15 件以上(うち、データ種類: 2 種以上))により、データプラットフォームの充実化を図ることで、社

会実装に貢献する。加えて、データフィードバックの内容・機能について、GI フォーラム参画機関のうちデータを利用している全機関からの評価を受ける。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】

指標 3-2 : 新たな微生物遺伝資源の収集数 176 株 (うち、CO2 固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で 75 株)

指標 3-3 : 特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 287 件

指標 3-4 : カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 56 件

指標 3-5 : カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 10 件

指標 3-6 : 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 3 件

<目標を上回る水準として考慮される事項>

- ・ 機構が課題解決の支援を行うことで製品化・事業化が実現し、それによりバイオ産業の中長期的な発展に貢献することが期待される場合

I-4. 適合性評価推進分野

経済産業省による基準認証政策の下、産業標準化法及び計量法に基づく試験事業者、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務を実施する。また、認定制度に係る国際的枠組における活動を通じて、我が国の認定機関としての信頼性の維持や能力の向上を図る。

これらの活動を基にしてさらに、我が国企業が強みとする分野における市場の創出や、既に獲得した市場の維持・拡大、また、持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等に資する技術等に係る認定が必要とされる場合には、その適切性を判断し、認定プログラムの創設又は拡充を図るとともに、審査実施体制を構築し、当該技術等の社会実装の早期化と我が国産業の競争力確保に貢献する。

加えて、我が国における適合性評価産業の活性化と活用促進のため、国、企業又は認証機関等への適合性評価に係る情報提供や助言、人材育成、広報活動等を実施する。

以下の 1. から 5. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。

【年度目標の達成に向けた重点的な取組】

①登録・認定制度の普及を図りつつ、我が国企業が強みとする分野において適合性評価を活

用した市場の創出等へ貢献することを目的に、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用を促進

- ②我が国において優先的に構築すべき適合性評価スキームや認定プログラムの特定に向けた海外調査
- ③製造事業者等に向けた研修並びに情報提供及び対話

1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等

(1) 試験事業者の登録・更新

産業標準化法に基づく試験事業者の登録制度(JNLA)における試験事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。また、JNLA の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加のための取組を実施する。さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。

具体的には、申請・審査情報の相互伝達の円滑化及び更新時期や重点審査項目の確認などにより効率的に登録・更新を行う。また、登録試験事業者を対象とした説明会を開催し、標章を付した証明書の利点や活用方法、先事例の紹介等を通じて、特に新規に登録した事業所(区分追加の事業所を含む。)の利用拡大に向けた働きかけを行うとともに、登録試験事業者を活用する企業等が属する工業会等に対して証明書の活用事例の紹介等を行う。この際、証明書の新たな活用事例についても聴取する。また、様々な媒体(展示会、講演会、ウェブサイト等)を用いて、標章を付した証明書の効用を積極的に発信し、産業界等による証明書の利用の拡大に向けた働きかけを行う。さらに、これらの取組に当たっては、産業界のDX 推進支援の観点から電磁的方法で作成した証明書の活用についても働きかけを行うほか、新規事業者に対しオンライン申請及び届出に関する情報を積極的に提供し普及を図る。

(2) 登録試験事業者に対する立入検査

登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。

(3) 登録区分の改正原案の作成

経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格(JIS)の制定・改正に対応したJNLAにおける登録区分の改正原案の作成を行う。

(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施

国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定試験所に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等

(1) 校正事業者の登録・更新

計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）における校正事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。また、JCSS の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加のための取組を実施する。さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。

具体的には、申請・審査情報の相互伝達の円滑化及び更新時期や重点審査項目の確認などにより効率的に登録・更新を行う。また、登録校正事業者を対象とした説明会を開催し、標章を付した証明書の利点や活用方法、先事例の紹介等を通じて、特に新規に登録した事業所（区分追加の事業所を含む。）の利用拡大に向けた働きかけを行うとともに、登録校正事業者を活用する企業等が属する工業会等に対して証明書の活用事例の紹介等を行う。この際、証明書の新たな活用事例についても聴取する。また、様々な媒体（展示会、講演会、ウェブサイト等）を用いて、標章を付した証明書の効用を積極的に発信し、産業界等による証明書の利用の拡大に向けた働きかけを行う。さらに、これらの取組に当たっては、産業界の DX 推進支援の観点から電磁的方法で作成した証明書の活用についても働きかけを行うほか、新規事業者に対しオンライン申請及び届出に関する情報を積極的に提供し普及を図る。

(2) 登録校正事業者に対する立入検査

登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。

(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等

計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）における特定計量証明事業者の認定・更新を迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。また、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。さらに、経済産業省が MLAP の認定基準を改正する場合には、当該改正に対応した申請受入れ及び審査実施体制の構築を迅速、的確かつ効率的に行う。

具体的には、申請・審査情報の相互伝達の円滑化及び更新時期や重点審査項目の確認などにより効率的に認定・更新を行う。また、新規事業者に対しオンライン申請及び届出に関する情報を積極的に提供し普及を図る。さらに、MLAP の認定基準の改正については、その検討に当たって経済産業省と十分な連絡調整を行い審査項目の整理や審査実施体制の準備に当たる。

(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査

認定特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。

(5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施

国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び校正事業者に対する認定維持審査を

迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施

JNLA や JCSS、MLAP では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）において、安全の確保、国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、IT セキュリティ分野の評価機関等の認定審査及び認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。また、社会ニーズを迅速に把握し、国や産業界からの要請に的確に応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速、的確かつ効率的に行うとともに、ASNITE の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する認定事業所数の維持・増加のための取組を実施する。さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。

具体的には、既存の認定プログラムにおける標章を付した証明書を発行する認定事業所数の維持・増加については、申請・審査情報の相互伝達の円滑化を行うことはもとより、認定の対象とする適合性評価スキームの動向や認定事業者からの情報を収集し、必要に応じて認定事業者に対する要求事項等を定めた文書改正や認定事業者向けの情報提供等を行い、認定プログラムの適切な運用・維持を図るほか、認定事業者の動向を踏まえて認定プログラムの廃止を検討する。また、社会ニーズや国からの要請に基づく認定プログラムの創設については、そのプログラム開発と並行して審査に必要な人材育成を行うなど迅速に認定する体制作りを行う。さらに、新規事業者に対しオンライン申請及び届出に関する情報を積極的に提供し普及を図る。

4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組

(1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施

法令（産業標準化法、計量法、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律及び製品安全4法）に基づき実施する調査や立入検査等は、経済産業省の指示を踏まえ、迅速、的確かつ効率的に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔調査等を組み合わせる。

なお、産業標準化法に基づく調査については迅速化のための運用を継続する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 産業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を経済産業省の要請に基づき的確に実施する。計量法に基づく立入検査については、経済産業大臣の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手

続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速化のための運用を継続する。

イ 製品安全 4 法に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施する。新たな特定製品が追加された場合には、審査に必要な技術研修を迅速に実施し、新たな技術基準に対応する能力の向上を図ったうえで、的確に調査を実施する。

(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化

産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、社会ニーズや市場創出効果が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施し、認定プログラムの創設・拡充に向けた企画立案を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 我が国において優先的に構築すべき認定プログラムの特定に向けた調査を実施する。

イ 認定審査員の充実を目的とした機構内部の職員及び外部の技術専門家等を対象とする審査員養成研修については、外部組織と連携して実施し、認定における技術資源の有効活用を図る。さらに既存の審査員の能力向上を目的に各種スキルアップ研修を実施する。

ウ 業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善等を通じて、認定機関としての信頼性を維持する。また、認定事業者に認定機関に対する満足度調査を行い、審査等の改善に利用する。

エ 適合性評価制度に係る国際的な基準等の新設や変更に対し、機構の認定機関としての活動がこれに整合し、また、これらの新設や変更に対して、我が国の認定機関が一致した対応が図れるよう、我が国の認定機関の集まりである日本認定機関協議会（JAC）に参画する。

(3) 認定に係る国際関係業務

認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。

具体的には、アジア太平洋認定協力機構（APAC）、グローバル認定協力機構（Global Accreditation Cooperation Incorporated）に係る国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、委員会、投票活動を通じて国際的な認定制度づくり等に参画する。また、APAC 相互

評価又はそのレビューパネルへの国際評価員の派遣・育成等を通じて、国際相互承認取決の運営に参画する。

(4) 認定制度の普及促進

知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 事業者への訪問、展示会、ニュースリリース、講演会等の広報活動を行い、産業界等への適合性評価制度の普及、利用促進を図る。

イ 国民に向けた情報提供に努め、情報をより多くの者にわかりやすく届ける方策として、デジタルコンテンツ配信やオンライン講座・説明会等を行う。

ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、他分野の取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。さらに、他分野の職員にも審査員養成研修の受講機会を提供することで、認定制度の理解を促進し、分野間の連携を強化する。

(5) 認定業務のさらなる電子化推進

機構が運用する認定制度において、既存の業務管理の仕組みと審査業務の仕組みを連携し、審査業務のセキュリティを確保しつつ、認定業務全体の効率化、迅速化を推進することで、申請者の負担軽減を含めたサービス向上を図る。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 認定申請・届出については、認定申請審査業務システムを用いたオンライン提出を支援する。また、認定業務に関わる書類のうち電子化が可能なものは、原則、電子媒体に移行し、認定申請審査業務システムを用いたペーパーレス審査を実施する。

イ 業務の効率化のため、認定業務管理システムと認定申請審査業務システムの最適化を推進する。

ウ 近年増加傾向の海外での審査案件については、多言語の文書に対応するための電子翻訳ツール等を導入し、審査の効率化を図る。

5. 適合性評価の活用促進に関する取組

国、企業又は認証機関等への情報提供、人材育成活動、広報活動等を実施するとともに、外部組織との連携を強化し、日本の適合性評価の活用を推進する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 我が国において構築すべき適合性評価スキームや認定プログラムの特定に向けた調査を実施する。また、この調査結果を踏まえ、国や企業への説明、助言等を行う。

イ 規格及び適合性評価サービスの利活用や開発を、社会のニーズにあわせて提案・支援することができる人材の育成プログラムを実施するとともに、これまでの履修生へのフォローアップや知見の最新化等強化のためにプログラム拡充を行う。

ウ セミナーや展示会等で積極的に適合性評価制度に関する情報を提供する。

エ 適合性評価機関の信頼性確保や活動の活発化を図るため、国や産業界などから寄せられる適合性評価機関等の活動への期待や適合性評価に関する国際的枠組みへの対応などについて、我が国の認定機関が協調し、一貫した対応を行えるよう JAC の事務局としてその活動を行う。

<指標>

(定量的指標)

指標 4-1 : ASNITE に基づく認定プログラムの創設・拡充について、2 件以上とした上で、当該プログラムが開発すべきものと認められた時点から制度の創設・拡充までの期間を、創設の場合は平均 9 か月以内、拡充の場合は平均 4 か月以内とする。

指標 4-2 : JNLA における登録・更新審査の実施件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 55 件

指標 4-3 : JNLA における立入検査の実施件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 0 件

指標 4-4 : 国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 41 件

指標 4-5 : JCSS における登録・更新審査の実施件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 101 件

指標 4-6 : JCSS における立入検査の実施件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年実績なし

指標 4-7 : MLAP における認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 24 件 (認定・更新審査)、24 件 (フォローアップ調査)

指標 4-8 : MLAP における立入検査の実施件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年実績なし

指標 4-9 : 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数
(全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 143 件

指標 4-10 : ASNITE における認定審査及び認定維持審査の実施件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 69 件

指標 4-11 : 各法律に基づく事業者等への立入検査又は調査の実施件数及び、JIS 試買検査の実
施件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 14 件 (調査)、2 件 (立入検査)、1 件 (JIS 試買検査)

指標 4-12 : 産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機
関へ指示する件数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 1 件

(定性的指標)

指標 4-13 : 国、企業又は認証機関等との対話や企業等に対する研修、積極的な広報活動、認
定活動などを行うことにより、国内認証機関等の強化に向けた新たな認証機関等
の認定、既存の認証機関等の活用や、社会ニーズをとらえた市場の創出若しくは市
場の維持・拡大又は国民の安全・安心に関わる社会課題の解決に資する適合性評価
スキームの創設・拡充に貢献する。

なお、さらに支援を継続し助言を行うことや、国等に対するルール形成提案を行う
ことで、適合性評価スキームが戦略的に重要な技術領域における日本企業の強み
を生かした市場創出、日本企業の市場の維持・拡大、研究開発成果の社会実装や持
続的な経済・社会活動の環境整備に機構が顕著に貢献したことが明らかである場
合には、所期の目標を上回る水準とする。(アウトカム指標)【重要度高】

I-5. 電気安全評価分野

蓄電池産業戦略 (蓄電池産業戦略検討官民協議会、令和 4 年 8 月 31 日策定) や経済産業省に
よる標準化政策の下、定置用や車載用を含む先端蓄電池システム等の電気安全評価 (実用化や
技術開発、ルール形成等に資する試験の実施及び当該試験から得られる知見やデータの分析、
提供等をいう。)が必要となる分野における国際競争力の強化に貢献する。また、経済産業省に
よる電気保安政策の下、再生可能エネルギー発電設備導入拡大やスマート保安 (※) 推進加速
といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。

※ スマート保安：

急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoT や AI などの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。

なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。また、機構による電気安全評価分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。

以下の 1. 及び 2. の業務を実施し、指標もあわせて設定する。

【年度目標の達成に向けた重点的な取組】

- ①国内企業の蓄電池システムに関して、世界最大級の施設を活用し、産業界のニーズを踏まえ、公的機関である機構による実施が適切である試験サービスの拡充・実施、新しい試験手法の開発、試験データの利活用、戦略的な国際標準開発、認証体制の構築等により、実用化、認証取得、海外展開等を支援
- ②再生可能エネルギー発電設備等に関して、安全情報の効果的な分析・普及活動等により官民の電気保安に関する取組を支援

1. 蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備等業務

IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立）等における定置用先端蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。

また、定置用や車載用を含む先端蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該評価拠点を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、急速な技術進歩に伴い複雑化・高度化する試験に対応するため、OJT の実施や外部機関が行う技術的な研修の受講を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。あわせて、令和 5 年度に整備した先端技術評価実験棟について、車載用蓄電池システムに関する標準化に貢献するため、全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施する。

さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知度向上や業界ニーズの把握を行うとともに、ニーズに応じて顧客へのコンサルティングを強化し、より顧客のソリューションに資する技術・サービスを提供することで試験サービスの拡充を行う。

加えて、当該評価拠点を活用して、試験ニーズに応じていくことを目的とした新たな試験評価技術の開発を実行するとともに、日本の蓄電池システム産業競争力向上に資する有益で活用

可能なデータ等の取得・解析を進め、蓄電池システムに関係する国内の様々なステークホルダーでの共有と活用を推進しながら、業界団体と連携しガイドライン（JIS、業界ガイドライン等）の策定に向けた検討を進める。

具体的には、以下の業務を実施する。

（１）国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献

ア 蓄電池システム産業関係者による会議体を運営し、日本の蓄電池システム産業の競争力強化のために、将来に向けて必要とされる取組の検討を引き続き実施するとともに、機構が先端蓄電池システムに関する試験評価について保有する技術的知見を活用し、業界団体と連携しガイドライン（JIS、業界ガイドライン等）の策定・改訂に向けた検討を進める。また、上記に関する、国内外の関係者、関係機関等、様々なステークホルダーとの連携強化を図る。加えて、蓄電池の多目的利用における安全性の向上に向けた対応のために、中古蓄電池を再利用・転用等する際に、高信頼性・高耐久性の強みが評価される安全要求事項の検討を行う。

イ 上記での活動・成果等を踏まえ、日本主導による定置用蓄電池システムの国際標準化を実現するために IEC/TC120 の国内外委員会等に参加しつつ、先端蓄電池システムの国際競争力強化に資する国際標準化について検討を進める。

ウ IEC 62933-5-2、IEC 62933-5-3 及び関連する安全性規格の試験体制の整備、及び試験・認証機関との更なる協力体制強化により、試験・認証基盤の活用促進を図る。また、これまでに開発に貢献した国際標準の国内対応 JIS 規格の整備をはじめとした普及活動を行い、補助金要件や保安規制への取り込みといった活用の在り方検討及び促進を図る。

（２）蓄電池システムに関する適合性評価の実施

ア 適合性評価の実施に当たり、認証機関等から信頼性を有すると認められる試験所として運営するために、認証機関等から要求される管理・記録等（試験装置等の校正・保守、試験実施要員に対する研修・教育訓練の実施、記録等）を適切に行う。

イ 試験評価拠点の普及啓発活動を行い、施設を活用した企業の研究開発、認証取得等に資する試験を実施する。また、独自に試験サービスにおける課題解決やデータ利活用を目的として試験の協力者を募集する公募試験を実施する。

ウ 事業者訪問等を通じて要望、ニーズを把握し、新たな試験評価手法の開発を進めるとともに、試験装置の追加導入・改造等の試験サービスの拡充を実施する。あわせて、令和5年度に整備した先端技術評価実験棟について、車載用蓄電池システムに関する標準化に貢献するた

め、全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施する。

2. 電気保安技術支援業務

再生可能エネルギー発電設備導入拡大、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の活用拡大、スマート保安推進加速といった進展する状況変化下で、中小規模発電設備設置者やスマート保安技術（スマート保安に資する技術や保安方法をいう。）を有する中小企業事業者などを含め、社会全体として持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するために、安全情報の整理・分析・水平展開等を基軸とし、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。また、国内電源構成に占める再生可能エネルギー発電の割合を今後益々高めていく上で安全に設備を設置運用していくことが重要であり、特に再生可能エネルギー発電設備所有者等に対する保安規律に関する意識醸成を図るため、立入検査を効果的に実施する。加え、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の安全な活用拡大に向け、経済産業省が行う保安規制の整備に積極的に関与する。さらに、業界が様々なスマート保安技術を活用し、スマート保安技術を有する中小企業事業者を含めた電気保安水準が向上される社会を目指し、スマート保安推進に向けた活動を積極的に進める。あわせて、官民の安全に対する意識向上を図るため、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報を広く発信する。

具体的には、以下の業務を実施する。

（1）電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事故実機調査

事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故情報について、随時収集を行い、経済産業省の要請に基づき、事故情報を迅速かつ統計的にまとめるとともに事故の傾向等の評価・分析を行い、機構が実施する電気保安技術支援業務の中で得た知見を加えて年間統計や水平展開すべき事項等の分析結果等を経済産業省や産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会等にタイムリーに報告するとともに、関係団体や関係者等に情報共有する。その際、より高精度かつ効率的に事故情報の収集を行えるよう、経済産業省と必要な調整を実施する。

また、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づき事故実機調査を実施し、経済産業省や関係者に情報を共有する。これらの分析・調査作業を通じ、制度上変更が必要な箇所があれば、その点に対する対処方針案を含めて、経済産業省に提言する。

（2）電気保安技術支援業務の高度化・効率化に資するシステムの運用・改修

行政における電気保安に係る事故情報の管理・分析・水平展開等及び事故実機調査業務の高度化・効率化に資するよう構築した、「電力安全システム（※）」を着実に運用しつつ、利用者の利便性向上に必要な改修を行う。

※ 電力安全システム：

事業者等から経済産業省に提出される電気工作物に関する事故報告書（詳報）（電気関係報告規則第3条第2項及び第3条の2第2項に基づく、事故の発生を知った日から起算して三十日以内に行う報告）及び速報（電気関係報告規則第3条第2項及び第3条の2第2項に基づく、事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに行う報告）の作成を支援するシステム（詳報作成支援システム）、電気工作物に関する事故情報を整理・分析するシステム（詳報管理システム）、電気工作物に関する事故情報を公表するシステム（詳報公表システム）、機構が実施する事故実機調査業務の高度化・効率化に資する業務支援システム（事故実機調査システム）の4システムの総称。

（3）電気事業法に基づいた立入検査

経済産業省と調整して事前提出書類の確認と現場確認、事後の行政指導までの一連の立入検査の流れにおける経済産業省と機構の役割分担を引き続き検討し、必要な立入検査体制を整備する。その上で、立入検査先の選定段階から経済産業省と密接に連携しつつ、経済産業省が指示する再生可能エネルギー発電設備等に対する電気事業法に基づいた立入検査（必要に応じてサイバーセキュリティに関する検査を含む。）を的確に実施する。また、立入検査結果や事故情報分析等に基づいて、令和9年度の立入検査先について経済産業省に提案を行う。

（4）スマート保安推進に向けた活動並びに技術支援機関としての電気事業法執行業務に関する専門的支援等の検討・実施及び必要な体制整備

経済産業省が策定した「電気保安分野 スマート保安アクションプラン（令和3年4月）」に基づき、スマート保安推進に資するスマート保安技術の掘り起こしを引き続き行うとともに、スマート保安プロモーション委員会（※）を活用し、掘り起こしたスマート保安技術の妥当性を確認の上、スマート保安技術カタログとしてその内容を掲載する。また、経済産業省産業保安監督部と意見交換を行うとともに講演等を通じて関係業界等に広く普及啓発を行う。これら活動を通じて得た知見を活用し、電気事業法に基づく「認定高度保安実施設置者」制度への技術面からの協力、スマート保安を活用した高圧需要設備等の点検頻度の延伸等について、必要に応じて経済産業省と相談・調整しつつ、電気保安政策の支援につながる報告・助言をしていく。

その他、電気保安水準の維持・向上に資する取組について必要に応じて経済産業省と相談・調整し、機構の知見を活用して電気保安政策の支援につながる報告・助言を検討・実施しつつ、必要な体制整備を行う。

※ スマート保安プロモーション委員会：

官民間・業界間でのコミュニケーションツールとして、スマート保安技術やデータを活用した

新たな保安方法について、その妥当性を確認・共有する場として立ち上げた委員会。機構が事務局を務める。

<指標>

(定量的指標)

指標 5-1: 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの
実用化・認証取得等を合計 8 件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に
貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】

指標 5-2: 持続的な電気保安水準の維持・向上に資するスマート保安に関連する技術調査、事
故情報分析や事故実機調査等で得られた知見を活用した国への報告・助言を、国と
調整の上、4 件以上実施するとともに、電気事故への注意喚起や安全対策等につい
ての講演会・プレスリリースを行うことにより電気事故の未然防止・再発防止に貢
献する。

指標 5-3: 電気事業法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)【重要度高】

(定性的指標)

指標 5-4: 先端技術評価実験棟を活用して、国内企業や公的機関等と実施する全固体電池を用
いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施する。

指標 5-5: 事故情報の報告、整理、分析の円滑化(関係するシステムの運用・改修を含む。)、
電気事業法に基づく立入検査業務の高度化、再発防止に向けた提案を通じ、電気保
安水準の向上に貢献することを目指す。(アウトカム指標)

<目標を上回る水準として考慮される事項>

- ・ 先端蓄電池システムに関する定量的指標の成果のうち、以下に該当する特筆すべき成果につ
ながった場合
 - ・ 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、世界初・業界初の先端蓄
電池システムの実用化等につながった場合
 - ・ 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、企業等の事業計画よりも
前倒しで実用化等につながった場合
- ・ これまで機構が実施してきた先端蓄電池システムに関する試験・評価により蓄積された知
見から、以下の成果につながった場合
 - ・ 試験データの利活用又は機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、
ルール形成・改訂(規制合理化・標準化・業界ガイドライン整備等)が実現
 - ・ 新たに開発・整備した試験手法等を活用した試験の実施
- ・ 事故実機調査で得られた知見等を基に、電気保安制度の見直しに反映できた場合など、社
会的インパクトが顕著に認められた場合

- ・ 自然災害に先立ち適時プレスリリースを行うことに加えて、立入検査結果等の分析に基づく視点を電気工作物の設置者や主任技術者に対する注意喚起に盛り込むことにより電気事故の未然防止・再発防止に著しくつながる提言（電気工作物の設置者や電気保安従事者に対する提言）ができた場合

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務改善の取組に関する目標

運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。

また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。

【運営費交付金の見積りについて】

令和8年度の運営費交付金要求額については、業務の効率化を図りつつ、その時々状況を勘案して、次の算定式により見積もることとする。

$$\begin{aligned} \text{交付金額 } G_i = & (A_b(i-1) - \delta_a(i-1)) \times \beta \times \alpha_a + A_a(i-1) \times \zeta + \delta_a(i) \\ & + \{ (B_b(i-1) - C - \delta_b(i-1)) \times \beta \times \alpha_b + B_a(i-1) \times \zeta \} \times \gamma + \delta_b(i) + C + \\ & H(i) - \varepsilon(i) \end{aligned}$$

(係数等の説明)

G : 交付金額 (i は年度)

A_a(i-1) : 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分

A_b(i-1) : 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分以外の分

B_a(i-1) : 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分

B_b(i-1) : 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分以外の分

C : 事務所賃料等の効率化ができない経費

H(i) : 当該年度における定年退職手当想定額

α_a (一般管理費効率化係数) : 予算要求時の状況を勘案して設定

α b (業務経費効率化係数) : 予算要求時の状況を勘案して設定

β (消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用する。

γ (政策係数) : 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、主務大臣による評価結果等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。

δ a (i)、 δ b (i) については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。

ε (i) : 当該年度における利息収入等の見込額

ζ (人件費調整係数) : 人事院勧告による給与改定分を反映する。

注 : 運営費交付金対象事業とは、運営費交付金及び自己収入(受取利息等)によりまかなわれる事業を指す。

2. 給与水準の適正化等

役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。

3. 情報システムの整備及び管理業務

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMO (Portfolio Management Office) の下で、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO (Project Management Office) への支援を実施する。

また、令和7年度から運用している機構の情報基盤システム(NITE-LANシステム)について、安定稼働を図る。

さらに、NITE-LANシステムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。

加えて、業務の電子化の一層の推進、すでに電子化された業務やシステムの見直し等情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。その際には、情報セキュリティや内部統制の確保の観点を踏まえることとする。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 機構の業務管理プロセスを適宜見直し、自動化(RPA)ツールや生成AI等の新技術を活用す

ることにより、業務の完全電子化を進め、業務の効率化と内部統制の強化を実現する。

イ テレワーク環境やロケーションフリー環境をさらに発展させ全ての業務をデジタルで完結させるための情報基盤を整備する。さらにチャット、リモート会議、ファイル共有等コミュニケーションツールを整備することにより、機構内外でのコラボレーションの活性化を図る。

ウ 情報システム開発・調達や業務の効率化に関して、専門的な知識と経験を有する外部専門家の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等 IT 調達制度の適切な運用を行う。また、情報システムの構築・改修、運用に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。

エ 令和7年度から運用している NITE-LAN システムについて、安定稼働を図る。

オ NITE-LAN システムを活用し各種電子申請の処理を適切に行う。また、職員等への教育、業務における妥当性の判断等を行い、業務のペーパーレス化及び電子的文書の管理の徹底を図る。さらに、NITE-LAN システムの運用（ヘルプデスク対応等）を通して、NITE-LAN システムの利用に関する FAQ を集積し、これを公開することにより NITE-LAN システムの利活用を促進する。

<指標>

- ・指標 1：PMO の支援実績
- ・指標 2：情報システム整備に係る投資対効果の精査結果

Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

予算執行の透明性を図るため分野別の管理会計など適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、適正な受益者負担等を踏まえた適切な手数料設定等の交付金以外の収入増加策の検討・実施、成長分野へ注力した戦略的かつ効果的な予算編成を行い、経営努力により、健全な財務内容を維持する。

具体的には、会計処理の適正化、財務諸表や事業報告書、決算報告書の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行う。

また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。

【やむを得ない事情として想定される理由】

- ・運営費交付金の交付の遅延
- ・受託業務に係る経費の暫定立替え

<<別表 1>> 予算

<<別表 2>> 収支計画

<<別表 3>> 資金計画

IV. 短期借入金の限度額

・短期借入金の限度額：2,100,000,000 円

・想定される理由：

運営費交付金の受入れの遅延

受託業務に係る経費の暫定立替え

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VII. その他業務運営に関する重要事項

1. 広報、情報提供の推進

安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、国民の行動変容や企業との対話を促進すべく、機構が有する安全性に関する情報や評価技術について、内容ごとに訴求対象に応じた的確な情報をわかりやすく発信する。また、SNS をはじめとしたソーシャルメディアやデジタルコンテンツを活用し、新たなチャネルの構築や広報トレンドに応じた工夫をすることで、必要な情報を必要なタイミングで、国民や企業等に届ける。

さらに、分析ツールを用いたモニタリングを強化し、機構が配信したニュースリリース等についての反響測定を行い、より国民のニーズに合致した情報発信を目指す。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア オンラインでの講座開催やオンデマンド動画配信、施設展示・見学、報告会等、訴求対象に応じた様々な取組による情報発信で国民や事業者等との対話の機会を創出する。

イ ソーシャルメディアや Web サイト等を活用し、国民や事業者等が必要とする情報を必要なタイミングで届ける。また、文字だけでは伝わりづらい情報については、画像や動画を活用した情報発信をする。

ウ 情報発信後の反響について、広報分析ツールによる解析モニタリングを行う。その結果を踏まえ、提供する情報の内容やタイミング等を改善することで、より国民や事業者等が求める情報発信を目指す。また、2028年1月に迎える機構創立100周年を見据え機構のブランド価値をさらに高めるため、100周年記念誌の作成及び機構ホームページのリニューアルに着手する。

エ 役員メッセージやステークホルダーの視察・見学時の意見、職員の活動などを取り上げた内部広報を強化し、職員の仕事へのモチベーション向上や内部コミュニケーションの促進を目指す。

オ 顧客視点の広報を意識し、機構の業務実績や財務状況等を記載した統合レポート（※）を作成するなど、機構の概要情報を国民や事業者等に対してわかりやすく発信する。

※ 統合レポート：

機構のミッションからビジネスモデル、戦略、ガバナンス等の価値創造ストーリーを、業務実績等報告書や財務諸表などの報告書との相互リンクなどを用いてわかりやすく表現した報告書。

2. 施設及び設備に関する計画

年度目標の達成のために必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。また、保有する施設・設備について、耐久性や安全性を確保し、施設・設備の機能を維持する観点から中長期の営繕計画を更新する。

（施設の内容）

工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備

（当初予定額）

0千円

（財源）

運営費交付金

3. 組織・人事に関する計画

（1）組織に関する計画

経済産業省施策及び社会のニーズに迅速に対応できるよう、理事長のトップマネジメントの下、社会的ニーズを踏まえた分野間及び外部との連携を一層推進するとともに、第2期中期方針に沿った業務実施に努める。また、価値協創ガイダンスに基づく統合レポートを用いて、ステークホルダーとも協議を重ね、新たな社会課題の探索を行い、かつ新技術の社会実装、イノベーションを支援することで、より社会のニーズに対応した取組、対応を進める。さらに、中期方針や

年度目標を常に意識し、それらに基づいた業務実施に努めるとともに、SDGs の達成に向け業務を見直していく。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 理事長のトップマネジメントの下、機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を進める。また、イントラや外部サービスを活用した各分野の活動状況・成果の共有化等の機構内広報を積極的に行い、分野・支所等の連携の活性化に取り組む。

【取組内容】

- ・ 化学物質に係る製品事故の原因究明に向けた取組（製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野）
- ・ 製品の事故調査に関する情報共有及び原因究明の共同実施（製品安全分野、電気安全評価分野）
- ・ 化兵法の執行業務に係る設備等の一体的な活用に向けた取組（化学物質管理分野、製品安全分野、バイオテクノロジー分野）
- ・ 生分解性試験に係る試験所認定の共同実施（適合性評価推進分野、バイオテクノロジー分野）
等

イ 社会の変化に基づく新たなニーズに対応し、時代に応じた価値を創造し続けるため、新規事業を構築するための検討を進める。

ウ 支所及び事業所（以下「地域拠点」という。）について、地域ネットワークのハブ機能を活かして地域との連携強化を進め、地域における社会課題、ニーズを的確に把握する。

（２）人事に関する計画

第２期中期方針に沿った人材確保、人員配置及び人材育成に取り組む。また、職員の働きやすい環境作りに努める。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 職員が新しい仕事やより高度な仕事ができるよう成長するため、中長期的な人材育成の観点からの人員配置、外部機関との積極的な人事交流等を行う。また、多様な人材の的確な配置により機構の業績を向上し、独法評価結果を職員の賞与に適切に反映する。加えて、自身の専門性を活かしつつ新たな専門分野に挑戦する人材を積極的に採用する。

イ 性別・年次にとらわれない適材適所な人材活用を行うとともに、職員一人一人が組織を支える人材として成長するため、職員の人材構成、能力などを踏まえた上で、職員のキャリア開発支援、業務に必要な技能・スキルを習得するための研修の提供、能力開発や意欲の向上を促すための人事評価を実施する。また、多面評価及び職員満足度調査を実施し、リーダー人材の育成や業務パフォーマンス向上に活用する。

ウ ストレスチェックの結果等を踏まえた職場内のコミュニケーションの活性化や、育児休業の取得促進等職員の働きやすい環境作りに努める。また、働き方改革の一環として、テレワーク制度を適正に運用するとともに長時間労働の抑制や年次休暇取得促進等に取り組み、職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を推進する。また、60歳を超えて働く職員の能力を十分に発揮できるよう、適切な人員配置や研修等を行う。

エ 障害の特性に配慮した合理的な方法による採用に取り組むとともに、障害者も働きやすい職場作りに努める。

オ 理事長のトップマネジメントの下、職員の自律や視野を広げることを支援する。

4. 積立金の処分に関する事項

当該事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。

5. その他機構の業務運営に関する事項

(1) 内部統制

ガバナンス強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、ヒヤリハット情報の収集等を活性化して内部統制上のリスクの発掘を促進する。得られたリスク情報から、リスク要因を的確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識を徹底し、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。

万一不測の事態が発生した際は、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 内部統制に対する役職員の意識の向上を図るため、組織の理念、中期方針や目標・計画、規

程遵守やリスクへの対応等について、内部統制を意識する業務月間や内部統制・リスク管理に関する委員会において議論し、事故及びヒヤリハット報告の分析結果やリスク低減に向けた取組事例等を機構全体に共有・横展開することで職員のリスク低減活動を活性化するとともに、必要に応じて対応の見直しを行うことで、内部統制システムの強化を図る。

イ 独立的・中立的モニタリングとしては、監事監査、会計監査人監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を行う。また、不適切な契約を是正するために契約監視委員会を行う。

ウ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。また、適正な法人文書管理を実施するとともに、機構の規程等の整備及び遵守に努める。

エ 理事長のトップマネジメントの下、理事長・理事と各部門所長等の機構幹部間で事業方針・内容及び業務実績等について日常的に議論し共有するため、運営会議（各部門の次長以上の会議）、理事長ヒアリング（理事長・理事と各部門所長等の業務方針会議）等を定期的に開催する。また、理事長のトップマネジメントを促進するために運営会議、理事長ヒアリング等で決定される機構の事業方針等について全職員に共有する。

オ 年度目標を達成するための計画（事業計画）案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成に当たっては、必要に応じて、機構の各分野やマネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し、結果等を職員に共有する。

カ 年度目標を達成するために、運営会議での月次進捗報告により業務の進捗管理を適切に行うとともに、経済産業省が委嘱した経営に関する有識者への業務進捗報告及び有識者からの助言を踏まえた業務改善を実施する。また、第2期中期方針の下 PDCA を継続的に実施するとともに、令和9年度以降の中期的方向性を示した「第3期中期方針」を策定し、経営マネジメント改革を推し進める。

（2） 職員の専門人材の育成、戦略的な人材確保

今後の社会変化を見据え、組織のパフォーマンスを最大化できるようにするため、外部人材を受け入れながら、当該人材を活用できる能力や専門知識をもった職員を育成するとともに、新規・中途採用などにおいて戦略的な人材確保を実施する。

（3） 支所の適正な人員配置と体制の構築

各支所が、その設置目的と果たすべき役割を踏まえ、地域の関係機関と連携しながら、機構が保有する人材・情報・技術・知見といった総合力を最大限活用することにより、機構の限られたリソースの中で更なる価値の提供及び地域貢献を行う。

(4) 情報セキュリティ対策

サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じるため、次の対策に取り組む。

- ①政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。
- ②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があった場合においては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行う等、役職員（派遣職員等を含む。）の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、役職員の階層や理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて機構の情報セキュリティ関係規程類の見直しや情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を行う。

イ 経済産業省等関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策の情報収集を迅速に行う。それらを踏まえ情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。

さらに、情報収集やセキュリティ診断の結果等を機構の情報セキュリティ対策へ反映する。また、高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドラインに基づき、必要なセキュリティ強化を検討する。

ウ 情報セキュリティに関するeラーニング・自己点検、新人研修、標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員（派遣職員等を含む。）の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。また、現実に起こり得るインシデントを想定した公開サーバ緊急連絡訓練や情報セキュリティインシデント対応演習の実施等によりインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。

(5) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

機構におけるDX推進のためのビジョン（「NITE Digital Vision 2021」）や令和6年度に策定

した各事業分野における業務の DX に向けた中期的な方向性も盛り込んだアクションプラン(分野別 DX アクションプラン)に基づき、機構が保有する情報のデジタル化及び役職員のデジタルリテラシーの向上を図り、機構におけるデジタル技術と情報の活用を推進する。また、デジタル技術と情報を活用した外部機関との連携による社会的意義のある新たな価値の創造に向け、機構が保有するデータの整備やデータに基づく提案力の強化に資するデータマネジメントの方策について検討し、適宜実行する。

(6) 技術や製品等の社会実装への支援

地域拠点を活用して、技術の社会実装における課題や製品・サービス創出時における課題を探索し、それらの解決を支援する。その取組として、「適合性評価推進に向けた活動」と連動した有望技術等の実用化や市場化に必要な社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等の構築支援等の取組を行う。また、当該取組を推進するため、職員の標準・適合性評価リテラシー向上を図る。

さらに、外部機関からの提案等に対し、総合窓口を通じたワンストップ化による対話しやすい仕組みを活用し、外部機関との協創を行う。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 地域拠点を活用しつつ、これまでに構築した国の機関や自治体、公設試験研究機関、地域の大学や企業等との関係を基に、対話を継続しつつ、地域技術シーズ開拓を引き続き進める。さらに、重要技術領域等について、国の機関等との対話を通じた支援に取り組む。

イ 地域拠点を活用しつつ、地域の産学官連携活動への参画・情報収集を効果的に行い、社会実装を目指すべき技術、市場化や普及が望まれる製品分野等を特定する。

ウ 特定した技術等のニーズを把握し、それに対し、機構の保有するデータ(情報)、モノ(設備)、スキル(技術)、ヒト(人材)を活かし、技術等の評価に必要な試験方法、データ取得、スキーム開発等の具体的な支援を行う。

エ 機構内での対話を促し、部門間連携した協創や、外部機関との連携の場を活用した協創による支援に取り組む。

(7) 情報公開・個人情報保護

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等に基づく事務等について、適切に対応すると

ともに、役職員（派遣職員等を含む。）に対して、周知徹底を行う。特に、個人情報に関しては関係法令の遵守について周知徹底するとともに、eラーニング等による教育、指導を全役職員に対して実施する。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求への対応を適切にするとともに、開示・不開示決定を迅速に行う。

イ 個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、保有個人情報の適切な管理を行うとともに、個人情報ファイル簿の作成、公開等を適切に実施する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を適切に取り扱う。

ウ 役職員（派遣職員等を含む。）へ個人情報保護及び特定個人情報取扱いに関してeラーニング等による研修を実施する。

（８）保有資産、環境保全

機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、SDGs を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に取り組む。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 機構が保有する資産について、定期的に適切な管理状況を確認するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。

イ 知的財産権（ノウハウを含む。）について、機構の知的財産ポリシーに基づき、適正な管理を行う。また、データは、機構のデータ管理・利活用ポリシーに基づいた適正な管理及び利活用を推進する。

ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定め、当該方針に基づきグリーン購入法に適合した物品の調達目標を100%とする。

エ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置につ

いて定める計画」(令和7年2月18日閣議決定)に定める平成25年度を基準に令和17年度(目標年度)までに温室効果ガスの総排出量65%削減、令和22年度(目標年度)までに温室効果ガスの総排出量79%削減を目指す計画を踏まえ、機構が当該計画を実現するため、エネルギー消費効率の高い機器の導入、温室効果ガス排出係数の少ない電気の使用等に努める。

(9) 安全管理、災害対策

大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練を実施し、役職員(派遣職員等を含む。)の安全を確保する。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 保有する施設・設備について耐久性や安全性を確保するため営繕計画を更新することで、必要な施設の営繕を適切に行う。

イ 職員(派遣職員等を含む。)から広く安全に関する情報を収集し、必要なものについては適切に対応し、事故の未然防止を推進する。

ウ 消防計画等に基づく消防訓練を全事業所において年1回以上実施する。これにより、役職員(派遣職員等を含む。)の防災への意識向上と緊急時における役割把握を進め、災害時の被害縮小化を図る。

エ 事故・災害等の緊急時においては、事業継続計画(BCP)等に基づき、迅速な初動対応、復旧等を行う。また、事故・災害を想定した訓練として、BCPに基づき、職員の安否確認及び業務時間外の事故・災害の発生を想定した非常参集等の訓練を年1回以上行う。

<指標>

(定性的指標)

令和6年度に策定した分野別DXアクションプランに沿った取組等を行うことで、組織全体又は各事業分野の生産性を高め、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、技術や製品等の社会実装に貢献する。

なお、取組の工夫や相当の努力により、洗練された業務の仕組みや体制及び方法を確立する等の業務の高度化又は作業時間の短縮等の効率化が効果的に実現され、組織全体又は各事業分野の生産性が相当程度高まった場合には、所期の目標を上回る水準とする。

注：年度評価の評価単位は以下の8単位とする。

- ・ II-1. 製品安全分野
(事業計画：I-1. 製品安全分野)
- ・ II-2. 化学物質管理分野
(事業計画：I-2. 化学物質管理分野)
- ・ II-3. バイオテクノロジー分野
(事業計画：I-3. バイオテクノロジー分野)
- ・ II-4. 適合性評価推進分野
(事業計画：I-4. 適合性評価推進分野)
- ・ II-5. 電気安全評価分野
(事業計画：I-5. 電気安全評価分野)
- ・ III. 業務運営の効率化に関する事項
(事業計画：II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置)
- ・ IV. 財務内容の改善に関する事項
(事業計画：III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画、
IV. 短期借入金の限度額、
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画、
VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画)
- ・ V. その他業務運営に関する事項
(事業計画：VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項)

<<別表1>> 予算

令和8年度予算

(単位：千円)

区 別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノ ロジー分野	適合性評価 推進分野	電気安全評価 分野	法人共通	金 額
収入							
運営費交付金	1,912,414	1,538,506	1,793,672	905,955	995,166	1,224,165	8,369,878
施設整備費補助金	—	—	—	—	—	—	—
受託収入	—	59,662	138,529	—	—	—	198,191
うち国からの受託収入	—	59,662	119,031	—	—	—	178,693
うちその他からの受託 収入	—	—	19,498	—	—	—	19,498
その他収入	2,000	10,500	154,571	196,605	156,480	—	520,156
計	1,914,414	1,608,668	2,086,772	1,102,560	1,151,646	1,224,165	9,088,225
支出							
業務経費	1,914,414	1,549,006	1,948,243	1,102,560	1,151,646	—	7,665,869
施設整備費	—	—	—	—	—	—	—
受託経費	—	59,662	138,529	—	—	—	198,191
一般管理費	—	—	—	—	—	1,224,165	1,224,165
計	1,914,414	1,608,668	2,086,772	1,102,560	1,151,646	1,224,165	9,088,225

[人件費の見積り] 期間中総額3,371百万円を支出する。

[運営費交付金の算定ルール] II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務改善の取組に関する目標

【運営費交付金の見積りについて】を参照のこと。

<<別表 2>> 収支計画

令和 8 年度収支計画

(単位：千円)

区 別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノ ロジー分野	適合性評価 推進分野	電気安全評価 分野	法人共通	金 額
費用の部	2,015,710	1,764,636	2,417,188	1,179,796	1,299,256	1,191,958	9,868,544
経常費用	2,015,710	1,764,636	2,417,188	1,179,796	1,299,256	1,191,958	9,868,544
業務経費	1,515,146	1,379,094	1,681,746	970,047	981,407	—	6,527,440
受託経費	—	59,662	138,529	—	—	—	198,191
一般管理費	—	—	—	—	—	848,021	848,021
減価償却費	196,370	118,437	293,000	50,933	153,810	60,957	873,507
賞与・退職給付引当 金繰入	298,713	203,609	298,074	155,922	161,032	279,005	1,396,355
財務費用（利 息）	5,481	3,834	5,839	2,894	3,007	3,975	25,030
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	2,015,710	1,764,636	2,417,188	1,179,796	1,299,256	1,191,958	9,868,544
経常収益	2,015,710	1,764,636	2,417,188	1,179,796	1,299,256	1,191,958	9,868,544
運営費交付金収 益	1,518,627	1,372,428	1,533,014	776,336	827,934	851,996	6,880,335
受託収入	—	59,662	138,529	—	—	—	198,191
手数料収入	2,000	10,500	154,571	196,605	156,480	—	520,156
資産見返負債戻 入	196,370	118,437	293,000	50,933	153,810	60,957	873,507

賞与・退職給付引当 金見返に係る収益	298,713	203,609	298,074	155,922	161,032	279,005	1,396,355
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—

<<別表 3>> 資金計画

令和 8 年度資金計画

(単位：千円)

区 別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノ ロジー分野	適合性評価 推進分野	電気安全評価 分野	法人共通	金 額
資金支出	1,914,414	1,608,668	2,086,772	1,102,560	1,151,646	1,224,165	9,088,225
業務活動による支出	1,670,641	1,539,611	1,873,081	1,050,972	1,048,366	1,153,864	8,336,535
投資活動による支出	171,197	18,285	134,948	13,264	63,463	17,664	418,821
財務活動による支出	72,576	50,772	78,743	38,324	39,817	52,637	332,869
翌年度への繰越金	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	1,914,414	1,608,668	2,086,772	1,102,560	1,151,646	1,224,165	9,088,225
業務活動による収入	1,914,414	1,608,668	2,086,772	1,102,560	1,151,646	1,224,165	9,088,225
運営費交付金による収入	1,912,414	1,538,506	1,793,672	905,955	995,166	1,224,165	8,369,878
受託収入	—	59,662	138,529	—	—	—	198,191
その他の収入	2,000	10,500	154,571	196,605	156,480	—	520,156
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
施設費による収入	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—